

教職員がいきいきと子どもと向き合う
時間創造プログラム

平成31年2月

生駒市教育委員会

目次

第1編	プログラムの策定に当たって	1
	(1) プログラム策定の目的	
	(2) プログラム策定の背景	
	(3) プログラムの期間	
	(4) プログラムの対象	
	(5) プログラムの構成	
	(6) プログラムの位置づけ	
	(7) プログラムの進行管理	
第2編	目標	3
第3編	取組方針と具体的取組 体系図	4
	取組方針1 マンパワーを充実します・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(1) 専門スタッフの配置	
	(2) 部活動支援員の拡充	
	(3) 小学校英語専科教員の配置	
	(4) サポートスタッフの配置	
	(5) 学校支援ボランティア、地域人材の活用	
	取組2に関連する既存の取組	
	取組方針2 時間を意識した働き方を徹底します・・・・・・・・・・	8
	(1) 学校閉庁日の設定	
	(2) 留守番電話の設置	
	(3) 部活動休養日及び部活動時間の徹底	
	(4) ICTによる勤務時間の把握	
	(5) 管理職マネジメント研修の充実と意識改革	
	(6) 教職員全体の意識改革	
	①最終退勤時刻の設定及び徹底	
	②定時退勤日の設定及び徹底	
	取組方針3 事務処理を効率化します・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	(1) 統合型校務支援システムの導入	
	(2) ICTを活用した教材の共有化	
	(3) ICTを活用した情報の共有化	
	(4) 給食費の徴収業務の移行	
	(5) 事務機能の強化	
	(6) 諸調査の精査及び削減	
	(7) 各種事務の精査及び削減	

第4編 今後の検討課題

14

- (1) 教職員の持ち帰り業務時間の削減
- (2) 放課後における児童生徒の安全指導・補導時の対応
- (3) 児童生徒の休み時間における対応
- (4) 校内清掃

【参考資料】

15

生駒市学校教育のあり方検討委員会での教職員の働き方改革に関する経緯

教職員の勤務時間と働き方に関する調査結果（グラフ）

教職員の働き方改革に関するワークショップ実施結果報告書（まとめ）

第1編 プログラムの策定に当たって

(1) プログラム策定の目的

平成28年6月に策定した「生駒市教育大綱」の基本方針に掲げる「学びを支える教職員、学校への支援」への取組として、新学習指導要領を確実に実施し、学校教育の改善及び充実に努めていくために、教職員が健康でいきいきとやりがいをもって働けるワークライフバランスが実現する環境を整備することが重要です。そのために、教職員が授業や教材研究等に集中し、ゆとりをもって子どもたちと向き合う時間を拡充します。

また、家族や仲間と過ごし、文化芸術や自然に触れるなど、心豊かに過ごす時間を確保し、心身の健康の維持向上が図れるよう、教職員の長時間勤務の実態改善に向けた取組を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

(2) プログラム策定の背景

平成28年度に文部科学省が実施した教員勤務実態調査によって看過できない教職員の勤務実態が明らかになり、平成29年8月29日、中央教育審議会初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会において「学校における働き方改革に係る緊急提言」が取りまとめられました。

また、平成30年2月9日には文部科学事務次官から「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」通知がありました。

こうした中、平成30年5月に生駒市教育委員会が市内小中学校の教職員を対象に実施した「教職員の勤務時間と働き方に関する調査結果」では、本市小中学校においても教材研究や部活動など、日常業務が多いことに加え、予定されていない事態にも即時対応している実態が確認できました。現状を改善するためには、学校において勤務時間を意識した働き方を進めるとともに、全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を推進していくことが求められています。

これら国の動向や本市教職員の勤務時間の実態を踏まえ、当事者である教職員による働き方改革に関するワークショップを開催するとともに、平成30年6月に設置された「生駒市学校教育のあり方検討委員会」で調査・審議し、市民、学校、行政が協働して策定したのが本プログラムです。

(3) プログラムの期間

本プログラムの対象とする期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とし、毎年度進捗状況の確認を行います。

なお、本プログラムの見直しは、平成 32 年度の「生駒市教育大綱」の改訂に合わせて実施します。

(4) プログラムの対象

本プログラムは、小中学校の教職員を対象としています。

なお、市内公立の幼稚園、保育園、こども園においても、日々の業務を遂行するに際して、このプログラムを参考に組み合います。

(5) プログラムの構成

本プログラムは、主に次の 3 つで構成します。

第 2 編 目標

本プログラムの学校現場における達成度を目標として設定し、教職員の勤務時間の削減に努めます。

第 3 編 取組方針と具体的取組

本プログラムの具体的取組を 3 つに分類し、それぞれの取組の方向性を明確に示します。

第 4 編 今後の検討課題

今後の検討課題では、本プログラム策定後も継続的に検討していく課題等を示します。

(6) プログラムの位置づけ

本プログラムは、「生駒市教育大綱」の基本方針に掲げる「学びを支える教職員、学校への支援」を行うための取組として位置づけるもので、長時間勤務の実態を改善することにより、教職員がいきいきと子どもたちと向き合う時間を拡充するものです。

(7) プログラムの進行管理

本プログラムの進行管理については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況についての点検・評価を活用するものとし、本プログラムの毎年度の取組の進捗状況や実績などについて検証しながら推進します。

第2編 目標

長時間勤務の解消及び健康管理を図るためには、まず教職員、学校及び教育委員会が ICT 機器等を活用して、勤務時間を把握することが重要であると考えます。

その上で、本プログラムに示した具体的な取組を学校で推進し、教職員における長時間勤務の解消を図ります。

目標 1

教職員が授業や教材研究等に専念し、ゆとりをもって子どもたちと向き合う時間を拡充します。

目標 2

地域との協働活動を推進するサポートスタッフを配置するとともに、学校支援ボランティアや地域人材の活用による学校支援を実施し、教育環境を高めます。

目標 3

正規の勤務時間外の在校時間が「過労死ライン」といわれる 1 ヶ月 80 時間を超える教職員数をゼロとします。

第3編 取組方針と具体的取組

<教職員がいきいきと子どもと向き合う時間創造プログラム体系図>

取組方針 1

マンパワーを充実します

【実施時期】

(1) 専門スタッフの配置	拡充	H31(2019)
(2) 部活動支援員の拡充	拡充	H31(2019)
(3) 小学校英語専科教員の配置	新規	H30(2018)
(4) サポートスタッフの配置	新規	H32(2020)
(5) 学校支援ボランティア、地域人材の活用	拡充	H31(2019)

取組方針 2

時間を意識した働き方を徹底します

【実施時期】

(1) 学校閉庁日の設定	新規	H30(2018)
(2) 留守番電話の設置	新規	H31(2019)
(3) 部活動休養日及び部活動時間の徹底	新規	H30(2018)
(4) ICTによる勤務時間の把握	新規	H30(2018)
(5) 管理職マネジメント研修の充実と意識改革	新規	H31(2019)
(6) 教職員全体の意識改革		
① 最終退勤時刻の設定及び徹底	新規	H31(2019)
② 定時退勤日の設定及び徹底	新規	H31(2019)

取組方針 3

事務処理を効率化します

【実施時期】

(1) 統合型校務支援システムの導入	新規	H31(2019)
(2) ICTを活用した教材の共有化	継続	H29(2017)
(3) ICTを活用した情報の共有化	新規	H30(2018)
(4) 給食費の徴収業務の移行	新規	H32(2020)
(5) 事務機能の強化	新規	H31(2019)
(6) 諸調査の精査及び削減	新規	H31(2019)
(7) 各種事務の精査及び削減	新規	H31(2019)

取組方針 1

マンパワーを充実します

「チーム学校」として、子どもたちにより効果的な指導が行えるよう、専門スタッフを配置するなど、より教育効果を高めつつ効率化を進めます。

取組方針 1

マンパワーを充実します

【実施時期】

(1) 専門スタッフの配置	拡充	H31(2019)
(2) 部活動支援員の拡充	拡充	H31(2019)
(3) 小学校英語専科教員の配置	新規	H30(2018)
(4) サポートスタッフの配置	新規	H32(2020)
(5) 学校支援ボランティア、地域人材の活用	拡充	H31(2019)

【具体的取組】

(1) 専門スタッフの配置

【実施年度：平成 31 年度】

経験豊富な退職教員等を専門スタッフとして配置し、支援が必要な児童生徒への関わり方や家庭への対応について教職員に助言を行うとともに、若手教職員の育成に取り組みます。

(2) 部活動支援員の拡充

【実施年度：平成 31 年度】

部活動については、平成 30 年 6 月に策定した「生駒市立学校における運動部活動の方針」等に基づいた部活動の適切な運営を進めます。また、外部指導者として派遣する専門的な技術指導力を備えた人材を拡充します。

・外部指導者の条件

ア 指導する種目に対する専門知識を有し、学校教育の一環として行われる部活動の意義を理解しているなど見識があること。

- イ 学校の部活動運営方針に同意し、当該部活動顧問に協力できること。
- ウ 校長が承認できる者であること。

(3) 小学校英語専科教員の配置

【実施年度：平成 30 年度】

新学習指導要領への対応として、小学校の英語教育の抜本的拡充、実施学年の早期化、教科化、指導時間増に伴い、授業準備の充実及び担任の負担軽減を目的に、英語専科教員を配置します。

- ・平成 30 年度から市内で 1 名の英語専科教員が配置されています。
- ・今後、英語専科教員の拡充を県に要望します。

(4) サポートスタッフの配置

【実施年度：平成 32 年度】

地域の力を学校支援に繋ぐコーディネーター的な役割を持つサポートスタッフを配置します。

- ・教職員の業務支援、プリント作成補助、採点、不登校対応等の業務を支援します。
- ・サポートスタッフが、学校支援ボランティアや地域人材と学校のニーズとの連絡調整役を担います。

(5) 学校支援ボランティア、地域人材の活用

【実施年度：平成 31 年度】

学校支援ボランティアや地域人材を積極的に活用することで、学校における教育活動が活性化するとともに、教職員の業務を削減します。

取組方針 1 に関連する既存の取組

- 学びのサポーターの派遣【H29：延べ 64 名採用、実施時間 4,207 時間】

学びのサポーターを募集し、小中学校へ派遣することにより学校の取組を支援し学校教育の充実を図っています。
- スクールカウンセラー(SC)の配置【H29：20 名配置、相談件数 1,815 件】

平成 17 年度からスクールカウンセラーを配置しています。児童生徒に対してカウンセリングを行うとともに、教職員及び保護者に対する指導・助言・支援を行うことを通じて学校のカウンセリング機能や教育相談体制の充実を図っています。
- スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置【H21 年度から市単独予算で配置】

社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っています。
- スクールアドバイザーズの配置【H24 年度から設置】

児童生徒の指導上の課題や生駒市立学校の運営上の課題について、専門的な視点から意見又は助言を求めるために、弁護士、警察官、臨床心理士、社会福祉士等からなるスクールアドバイザーズを設置しています。
- 特別支援教育支援員の配置【H29：54 名配置】

通常学級に在籍する「特別な支援を必要とする子どもたち」へのサポートを行うため、学校への特別支援教育支援員を配置しています。
- わくわくイングリッシュサポーターの配置【H29：16 名配置、配置時間 789 時間】

英語に堪能な地域人材をわくわくイングリッシュサポーターとして採用し、小学校に派遣しています。
- 生駒市で外国語指導助手(ALT)を直接雇用し各校に配置【H29：9 名配置】

児童生徒が自然な英語に接する機会が増え、積極的に英語でコミュニケーションを取ろうとする態度を育成するために ALT を配置しています。平成 29 年度から ALT コーディネーターを配置し、ALT と学校の関係づくりや ALT の授業改善、英語活動のカリキュラムづくりを進めています。
- 学校司書の配置【H29：19 名配置、全小中学校に週 3 日配置】

学校図書館に専門的力を有する学校司書を派遣することにより、司書教諭及び担任等の支援を行い、学校図書館の活性化と児童生徒の読書活動の推進を図っています。

取組方針 2

時間を意識した働き方を徹底します

限られた時間の中で質の高い授業や個に応じた学習指導を実現するためには、教職員が健康でいきいきとやりがいをもって、子どもたちと向き合えることが必要です。校長のリーダーシップのもと、学校が一丸となって時間を意識した働き方の改善に取り組みます。

取組方針 2

時間を意識した働き方を徹底します

【実施時期】

(1) 学校閉庁日の設定	新規	H30(2018)
(2) 留守番電話の設置	新規	H31(2019)
(3) 部活動休養日及び部活動時間の徹底	新規	H30(2018)
(4) ICTによる勤務時間の把握	新規	H30(2018)
(5) 管理職マネジメント研修の充実と意識改革	新規	H31(2019)
(6) 教職員全体の意識改革		
① 最終退勤時刻の設定及び徹底	新規	H31(2019)
② 定時退勤日の設定及び徹底	新規	H31(2019)

【具体的取組】

(1) 学校閉庁日の設定

【実施年度：平成30年度】

夏期休業中に、年次有給休暇や夏季特別休暇を計画的に取得できる体制を整え、教職員の心身の健康増進を図ります。

- ・ 8月12日から15日までを学校閉庁日に設定します。この期間、部活動も休止します。
- ・ 土曜日、日曜日及び祝日以外の緊急時の連絡は、教育委員会を通して校長に行います。

(2) 留守番電話の設置

【実施年度：平成 31 年度】

業務終了後の外部からの問い合わせに対しては、留守番電話での対応とし、時間外勤務の解消を図ります。

- ・子どもたちの帰宅時刻以降については、留守番電話により対応します。
- ・市ホームページや広報紙などで保護者や地域へ周知します。

(3) 部活動休養日及び部活動時間の徹底

【実施年度：平成 30 年度】

平成 30 年 6 月に策定した「生駒市立学校における運動部活動の方針」で示している休養日の設定及び 1 日の練習時間を遵守することで、教職員の時間を意識した働き方を徹底します。

- ・原則、週平日 1 日と週休日 1 日（計週 2 日）を休養日とします。また、部活動の時間については、原則、平日では 2 時間程度、土日・休日・長期休業日では 3 時間程度とします。

(4) ICT による勤務時間の把握

【実施年度：平成 30 年度】

現在導入しているグループウェアの機能を活用し（校務支援システム導入後は同システムにより）、教職員の勤務時間を把握し、長時間勤務の解消及び健康管理を図ります。

- ・正確な勤務時間の把握のため、教職員の出勤時刻及び退勤時刻の管理を徹底します。

(5) 管理職マネジメント研修の充実と意識改革

【実施年度：平成 31 年度】

管理職に必要な資質・能力の充実を図るための研修を開催するとともに、学校が作成する重点目標や経営方針、学校評価に「働き方改革」に関わる項目を設け、校長がリーダーシップをとり、その目標・方針に沿って教職員のワークライフバランスを意識した学校経営を行います。

(6) 教職員全体の意識改革

学校評価及び学校経営方針の項目の一つとして、働き方改革に関する項目を設け、学校の実情等を踏まえ継続的に改善に取り組みます。

① 最終退勤時刻の設定及び徹底

【実施年度：平成31年度】

- ・教職員の最終退勤は、生駒市教育委員会が策定する教職員の勤務時間の上限に関する方針を踏まえ、業務終了後は速やかな帰宅に取り組みます。
- ・特別な事情が認められる場合は、例外として勤務延長を認めます。ただし、この場合、勤務する教職員は事前に管理職に報告します。
- ・PTA等の各種会議についても、教職員の勤務時間外に開催することのないよう理解と協力を求めます。
- ・学校の解錠及び施錠は、教頭などの一部の教職員に業務が偏らないよう、最後に退勤する教職員が責任をもって施錠したり、学校の実情に応じて当番制にしたりするなど組織的に対応し、時間外勤務の削減に取り組みます。

② 定時退勤日の設定及び徹底

【実施年度：平成31年度】

- ・市内全ての教職員の定時退勤日の設定を実施します。原則として水曜日（又は学校で定める日）を定時退勤日とします。また水曜日に実施できなかった場合は、事前に振替日を設定します。
- ・学校では、全員が定時にPCをシャットダウンするなど、周りの職員と声を掛け合い、定時に退勤しやすい雰囲気づくりに務めます。
- ・長期休業日については、定時退勤を原則とします。

取組方針 3

事務処理を効率化します

教職員の長時間勤務の実態改善には、学校が担うべき業務、教職員が担うべき業務を改めて整理した上で、適正化を図っていくことが必要です。

そこで、業務量の削減や ICT 機器の活用等により、事務処理の効率化を図りつつ、教職員の事務負担の軽減を進めます。

取組方針 3

事務処理を効率化します

【実施時期】

(1) 統合型校務支援システムの導入	新規	H31(2019)
(2) ICT を活用した教材の共有化	継続	H29(2017)
(3) ICT を活用した情報の共有化	新規	H30(2018)
(4) 給食費の徴収業務の移行	新規	H32(2020)
(5) 事務機能の強化	新規	H31(2019)
(6) 諸調査の精査及び削減	新規	H31(2019)
(7) 各種事務の精査及び削減	新規	H31(2019)

【具体的取組】

(1) 統合型校務支援システムの導入

【実施年度：平成 31 年度】

成績処理や出欠管理、授業時数管理等の教務系業務と、健康診断や保健室来室管理等の保健系業務、指導要録等の学籍系業務、学校事務系業務などを統合した機能を有する「統合型校務支援システム」を平成 31 年度から導入することによって、事務の効率化を図り教職員の業務を削減します。

【統合型支援システムの主な機能について】

- ・学籍情報のデジタル化と管理
- ・通知表の作成
- ・指導要録の作成
- ・調査書の作成

- ・進路情報の管理
- ・名簿関連帳票の管理
- ・学校日誌の管理
- ・教職員情報の新規登録や異動処理の管理運営
- ・県立/市立高校とのデータ連携
- ・市町村公立学校間の転出/転入時のデータ連携
- ・県内教育委員会や学校間のグループウェアの利用
- ・グループウェア等の活用による出退勤管理
- ・出席簿の管理
- ・健康診断票、保健関連帳票の管理
- ・週案や授業時数集計などの管理

(2) ICT を活用した教材の共有化

【実施年度：平成 29 年度】

子どもにとって分かる授業づくりを心がけることは、教職員の仕事の中でも優先順位の高い仕事の一つです。子どもにとって分かる授業を行うためには、教材研究や教材作成等の授業準備は不可欠です。教材研究や指導案の作成等は、教職員の担うべき業務ですが、教材の共有化を図ることで、教職員に過度な負担がかからないよう、支援していきます。

- ・グループウェアのフォルダ等を活用した教材の共有化を行います。

(3) ICT を活用した情報の共有化

【実施年度：平成 30 年度】

学校では、毎朝打合せを行い、情報の共有を図っています。また、行事等を職員会議で提案するために、事前に部会等で打合せを行い、そこで決まった内容を職員会議で教職員に提案しています。

そこで、会議や打合せ等の時間の削減や効率化を図ったり、学校が持っている行事を実施する際のノウハウを共有したりできるよう、ICT を活用して支援します。

- ・グループウェアのフォルダや掲示板を活用した情報の共有化を行います。

(4) 給食費の徴収業務の移行

【実施年度：平成 32 年度】

学校における給食費の徴収は、口座振替を原則としています。また、これまで主として校長の責任において実施していた未納者への対応についても生駒市教育委員会に一元化し、給食費の管理・未納者への対応など教職員が関わらなくてもよい環境を整備することで、教職員の業務を削減します。

給食費の管理を教育委員会が行うことにより、金銭事故の防止、会計の透明性の向上、保護者負担の公平性の確保、保護者の利便性の向上を行います。

- ・給食費の徴収・管理に関する学校と行政の業務分担を明確にします。

(5) 事務機能の強化

【実施年度：平成 31 年度】

学校事務の集約化及び効率化を行うことにより教職員の事務を軽減します。

- ・グループワーキング(※)の活動を支援し、学校事務の集約化及び効率化を進めます。

(※)グループワーキングとは、複数の学校の事務職員が一つの学校に集まって仕事をすることです。この方法で仕事をすれば、同じ内容であれば、一人でするよりも効率的で正確な仕事ができるようになり、また、一人でできなかった仕事もできるようになります。そして、学校事務サービスの向上と均一化を進めていくことができます。

(6) 諸調査の精査及び削減

【実施年度：平成 31 年度】

調査事項の重複を排除し、統合型校務支援システムの活用による調査事項の縮減等により、学校の諸調査に伴う業務を削減します。

- ・教育委員会及び学校の文書ルールを作成し、各種様式を簡素化します。
- ・学校を通じた家庭へのチラシ等の配布の基準を作成し、庁内や外部団体に対して学校の負担軽減への配慮を求めています。

(7) 各種事務の精査及び削減

【実施年度：平成 31 年度】

学校事務における各種様式を簡素化するとともに、これまで慣習的に教職員が担ってきた事務について、教職員の専門性と深く関わる業務以外については担い手を教職員以外の者に移行していく方向で検討します。

- ・日本スポーツ振興センター給付金等の支給について、学校を介さない手法を検討します。
- ・統合型校務支援システムの導入により、高等学校入学者選抜に関わる中学校教員の業務を改善します。

第4編 今後の検討課題

本プログラムの具体的取組を実行に移し、教職員が授業や教材研究等に集中し、ゆとりをもって子どもたちと向き合う時間を拡充するために、教職員の長時間勤務の実態改善に向けた取組を推進します。

また、次のような検討すべき課題も残されているため、今後も引き続き検討を進めます。

(1) 教職員の持ち帰り業務時間の削減

本市では、小学校教職員の約58%、中学校教職員の約56%で平日の持ち帰り仕事の時間が1時間を超えている現状となっています。

今後は、正規の勤務時間外の在校時間のみならず、教職員の家庭への持ち帰り業務時間を削減するための取組を検討します。

(2) 放課後における児童生徒の安全指導・補導時の対応

放課後から夜間における安全指導や補導時の対応など生徒指導上の対応については、地域や学校の実情に応じて、警察や地域ボランティアの協力を得て実施することができないか検討します。また、児童生徒が補導された時の対応等については、保護者が担うべきものであることを保護者と学校が相互に確認します。

(3) 児童生徒の休み時間における対応

児童生徒の発達段階や、学校の状況等に応じ、責任体制を明確にするとともに、注意・配慮が必要な情報等について十分に共有を図った上で、地域ボランティア等の協力を得ながら、教職員が毎日児童生徒の休み時間の対応をするのではなく、輪番等によってその負担を軽減する等の取組を検討します。

(4) 校内清掃

清掃指導については、学校の状況、教職員の勤務状況、環境衛生の維持等も踏まえ、学校において合理的に回数や範囲等を設定するとともに、地域ボランティア等の協力を得るなど、その負担を軽減する取組を検討します。